平成２１年（フ）第６４６号
栃木県下都賀郡壬生町本丸１丁目６番16号
破産者　星工業株式会社
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２１１号
栃木県宇都宮市平出町3748番地14
破産者　株式会社アクアプラン
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２１２号
栃木県宇都宮市越戸３丁目８番17号
破産者　磯　　健司
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２４９９号
横浜市西区北幸２―10―36横浜西口ＳＩＡビル９階、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋小舟町４丁目５番地
破産者　株式会社ピー・エッチ・エス・ジャパン
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９０号
新潟県長岡市大手通２丁目４番地１
破産者　ジャパン商事株式会社
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
愛知県江南市古知野町千丸106番地
破産者　株式会社Ｔ＆Ｐ
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５２７号
京都市伏見区納所町556―２
破産者　ヤマザキオイル・サービス株式会社
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２４４４号
大阪府茨木市豊川１丁目18番21号
破産者　有限会社ナカテック
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２０７１号
広島市安佐北区小河原町1594―１
破産者　有限会社田原瓦店
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第７２６号
岐阜市西川手１丁目39番地
破産者　有限会社タカハシグローバリー
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１７０号
愛知県豊田市大清水町大清水56番地
破産者　ＢＩ　ＳＨＯＰ　ＷＯＲＬＤ株式会社
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３６２号
愛知県安城市今本町１丁目10番12号
破産者　有限会社伍島住建
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２１０９号
京都市南区久世大藪町177番地
破産者　有限会社福屋商店
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９３号
京都市下京区仏光寺通烏丸東入ル上柳町315番地の13
破産者　日本コンピユーターフアシリテイ株式会社
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２８号
和歌山県田辺市中屋敷町24番地の25
破産者　有限会社モードエミノル
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第１８１号
鳥取県米子市両三柳851番地
破産者　米子建装株式会社
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成１９年（フ）第１８８号
徳島市大松町上ノ口27番地２
破産者　有限会社ティーエスエム
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第６０７号
徳島市国府町日開49番地の１
破産者　角元産業株式会社
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４０号
徳島市南矢三町３丁目５番43―102号
破産者　勝占　正輝
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５号
香川県坂出市林田町2845番地４
破産者　有限会社入谷建設
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第６５４号
愛媛県松山市中西外623番地２
破産者　砂本建設株式会社
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１１５５号
福岡市博多区諸岡３丁目12番15―203号
破産者　柳　　俊輔
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部